

○八郎潟町町税に関する証明等事務取扱要綱

(平成24年6月1日告示第10号)

(令和6年1月4日告示第2号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、八郎潟町手数料条例(平成12年条例第19号)第1条に規定する別に定めるものの規定を定めるとともに、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の21に規定する納税証明事項に関し、本町における町税等に関わる証明並びに公簿の閲覧及び複写(以下「証明等」という。)の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(事務処理の順守事項)

第2条 町税に関する事務は、その性格上、所得金額、財産の状況等個人の秘密に関する情報を取り扱うことから、証明等の事務処理に当たっては、その内容が第三者に漏れることがないように慎重に取り扱わなければならない。

2 証明等(他の証明等を含む。)の事務は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第22条の規定に抵触しない範囲内で行うものとする。

(証明等の内容)

第3条 証明等の内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 納税に関する証明

ア 納付(納入)すべき税額

イ 納付(納入)した税額

ウ 未納の税額及び納期未到来の税額

エ 法第321条の3第1項及び第2項に規定する個人の町民税の特別徴収にあつては、イ及びウの規定にかかわらず「特別徴収による」の表示をすることができる。

オ その他必要な事項

(2) 課税に関する証明等

ア 個人の町民税及び県民税については、収入金額、所得金額、所得控除額、課税標準額及び税額

イ 固定資産税については、評価額、課税標準額及び税額

ウ その他の税については、課税標準額及び税額

(3) 固定資産課税台帳登録事項に関する証明等

ア 所有者の住所、氏名及び評価額

イ 土地については、所在、地目及び地積

ウ 家屋については、所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

エ 償却資産については、資産区分(種類、品目等)

オ 登録事項がないときは、その旨

カ 必要に応じ課税標準額及び税額

(4) その他税に関する証明等

ア 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第72条、第73条及び第74条の規定に該当するときは、その旨

イ その他特別の事由があると認められるもの

(5) 個人の秘密に属さない図面等の閲覧及び複写(航空写真は除く。)

(証明等の請求者)

第4条 町税に係る証明等の請求をできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人(納税義務者又は資産の所有者)
- (2) 本人の委任状を持参し、委任を受けた者
- (3) 家族(住民基本台帳(住民票)上の同一世帯の親族)
- (4) 法人にあっては、当該法人の登録代表者印が押印された申請書又は委任状を持参した者
- (5) 納税管理人(届出のあった者に限る。)
- (6) 代表相続人(届出のあった者に限る。)又は相続人
- (7) 物件の買受人(移転登記未済のもの)でその物件の取得を証明する書類を持参した者
- (8) 破産管財人、清算人等の法定代理人
- (9) 法令等に基づく正当な理由を有する訴訟関係者
- (10) 国又は地方公共団体等の公的機関が、直接その事務に関し法令の根拠に基づき相当の権限を有する職にある者の氏名をもって請求する場合における当該機関
- (11) 法務局から、町長あての固定資産価格通知書交付依頼書を持参する当該登記関係人
- (12) 前各号に掲げる者の他正当な証明請求者として確認できる者

(請求等に係る本人確認の方法)

第5条 請求等を受け付ける場合は、当該請求等の手続きを行う者(代理人及び使用者を含む。以下「請求手続人」という。)に対し、次の各号に掲げる請求手続人本人の氏名等が確認できる書類等の提示を求め、請求手続人本人であることを確認するものとする。

- (1) 請求手続人本人の写真が貼付された運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、身分証明書、又はそれらと同等のもの1種類
- (2) 通常請求手続人本人しか持ち得ない国民健康保険証、年金証書、納税通知書、預貯金通帳又はこれらと同等のもの 2種類以上
- (3) 請求手続人が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条の3に規定する特定事務受任者であるときは、その資格を証する書類で請求手続人本人の写真が貼付されたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、請求手続人が他課の窓口において既に前項の各号に掲げた書類等を提示している場合、請求手続人を存知している八郎潟町職員により当該本人であることが認められた場合又はその他特別の事由により請求手続人本人であることが明らかであるときは、前項の規定による本人確認を行ったものとみなすことができる。
- 3 前2項による本人確認ができないとき又は本人であることに疑義があるときは、口頭又は書面による質問等により、請求手続人本人であることを確認するものとする。
- 4 第3条第5号の請求については、第1項の規定は適用しない。
- 5 郵送での請求等については、請求手続人は、第1項の各号に掲げた書類等の写しを郵送することで、当該書類等の提示に代えることができる。

(証明等の請求)

第6条 請求手続人は、様式各号に規定する申請書又は依頼書に記載を要する事項を記入し、必要に応じて当該請求の正当性を証する書類等を添付して町長に提出するものとする。ただし、町長がこれらの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、固定資産税路線価図の閲覧は申請書を要しない。

(証明等の交付)

第7条 証明等の請求があったときは、町長は速やかに内容を審査し、当該証明等の事務を執り行うものとする。ただし、審査の結果当該請求の正当性が認められない場合は、これを却下する。

(証明できる年度)

第8条 証明できる年度は、請求のあった日の属する会計年度を含む5課税年度とする。ただし、個人の秘密に属さない図面等についてはこの限りでない。

(手数料の免除)

第9条 八郎潟町手数料条例第8条の規定によるもののほか、次の各号に掲げる証明等については、手数料を徴しない。

- (1) 法第416条の規定による固定資産課税台帳の縦覧
- (2) 前号の縦覧期間内における法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧
- (3) 固定資産税路線価図の閲覧
- (4) 法422条の3の規定による通知書

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則(令和6年1月4日告示第2号)

(施行期日)

1 この要綱の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正の施行の際、改正前の八郎潟町町税に関する証明等事務取扱要綱第6条に規定する様式及び第10条の規定により定められた様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。